

## 事業計画書

### 【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

### はじめに

#### ■「地域とともに歩む」姿勢

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。

担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる地域共生社会の実現を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切にして、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。



星川地域ケアプラザが所在する「かるがも」

### 地域包括システムの推進

#### ■地域支援チームの一員として横浜型地域包括ケアシステム構築に向けて

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「保土ヶ谷区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「保土ヶ谷ほっとなまちづくり（保土ヶ谷区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

### 指定管理者としての取組

#### ア 高齢者支援

(ア)住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、

フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。

- (イ)地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。
- (ウ)住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- (エ)高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。
- (オ)さまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- (カ)サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援を行っていきます。

#### イ 子育て支援

- (ア)乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。
- (イ)区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。
- (ウ)地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。
- (エ)地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

#### ウ 障害者支援

- (ア)障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- (イ)区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくり

の構築に取り組みます。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 地域ケアプラザの周辺地域の状況

- ・当地域ケアプラザエリアの中心部は相鉄線が走り、星川駅、天王町駅があるほか、市営バスの保土ヶ谷営業所があるため、**利便性に優れています。**
- ・区役所や図書館、保育所、福祉関連施設なども多く集まっています。また、商店街やスーパー等、買い物をする場所も充実しています。
- ・特に星川駅周辺は通勤通学に便利なため、大規模なマンションが次々と建設され、若い世代が増えています。
- ・エリア内には商店街を中心**介護サービス事業所が数多く**、運動を中心としたデイサービスや、介護保険外のサービスにも対応する訪問介護事業所など、幅広い選択肢を有していますが、介護サービスの人材確保の難しさは共通する課題となっています。

### 【中央地区連合町内会】

#### ア 川辺町

戸建てが少なくマンション世帯が多い地域です。星川駅に近く保土ヶ谷区役所や「かるがも」等の福祉施設、スーパー・マーケットやホームセンターもあり、生活に便利な環境です。管理組合のみのマンションが数か所あり、全体の**自治会町内会加入率が低くなっています。**ここ数年で新しいマンションが建ち、子育て世代の層が増えています。しかし、市営川辺町住宅は単身高齢者の転入も多く、高齢化が進んでいます。

#### イ 峰岡町1～2丁目

昔からの住民や戸建てが多く、坂の上の方面は、車両が入り込めないような**道幅の狭い箇所**が多数あります。坂の中腹のエリアの高齢者は外出に際し階段昇降が必須となっています。

#### ウ 宮田町

バスが運行されており横浜駅へは出掛けやすく、松原商店街もあり生活に便利です。反面、**山坂が多く**地域ケアプラザまで徒歩ですと時間を要し、地域ケアプラザが開催する事業に参加しにくい状況です。高齢化率は22.97%(令和6年3月)とエリア内で最も低い地区です。  
(※データは、【星川】地域包括支援センター圏域別地域診断シートより抜粋。)

#### エ 天王町

平坦な土地であることや天王町駅、シルクロード商店街があり、**生活に便利な環境**です。天王町団地は**外国籍の住民**が増えています。

## 【岩間地区連合町内会（星川地区）】

### ア 星川1～3丁目

昔からの住民や戸建てが多い地域です。令和5年度に「星天 Qlay」がオープンする等、星川駅前再開発が終わり、新しい店舗と昔からの店舗が共存し、買い物や飲食をするにはとても便利な環境になりました。明神台に向かうにつれて急な坂となっており、急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。高齢化率は星川2丁目が30.35%(令和6年3月)とエリア内で最も高い地区です。

(※データは、【星川】地域包括支援センター圏域別地域診断シートより抜粋。)

### イ 明神台地区

戸建てが少なく市営住宅とUR住宅が立ち並んでいます。勾配の急な坂の上にあるため、足腰が弱まると高齢者は、敷地からの外出が困難な状況です。明神台地区にはコンビニエンスストアが1店舗あるのみで、他に買い物ができる場所も少なく、住民の方々の声から、企業の移動販売が毎週来ています。

## 地域の魅力

### ■人情味があふれる温かいまち

この地域の魅力は見守りや声かけが日常的に行われる人情味があふれる温かいまちです。

「あんしん訪問員事業」が大切に継承され、地域のゆるやかな見守りの仕組みがしっかりと機能しています。大型マンションの建設などもあり、若い世代も増え、子どもの姿も多く活気にあふれています。寺社や歴史的な名所も多く、古くから伝わるお祭りや盆踊りなどもたくさん的人が集まり、地域で大切に守っています。

## 地域の課題

### ア 高齢者

(ア) 星川駅前を中心とした大規模マンションにはその利便性と住みやすさから、高齢者も増加しつつあります。構造上、誰とも顔を合わせずに入り出ることも可能でオートロックでしっかり防犯対策がなされているマンションであるため、外来者の立ち入りが難しく、つながりが希薄になっています。

(イ) 明神台方面、峰岡町方面の坂の上にお住まいの方では地域ケアプラザまでのアクセスが悪く、相談や社会資源の情報を得る機会も少なくなっています。

### イ 子ども

(ア) 地域ケアプラザの担当エリア内には地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場、認可保育園、幼稚園があり、地域では子育てサロンや子ども食堂が盛んに行われています。子育てをするにはよい環境ですが、サロン等を運営する方は、限られた人数で同じ方が運営し続けている状況です。また、自治会町内会の子ども会では、親が共働きで会を運営する余裕がない方が増えており、運営ができず子ども会がなくなった自治会町内会が増えています。

す。いずれにしても地域活動の担い手不足は、この地域でも起きています。

## ウ 障害者

- (ア) 核家族や大規模マンションが増え、つながりが希薄になるに伴い、福祉ニーズの多様化、  
**抱える困難の複合化**、必要な支援の複雑化がこの地域でも起きています。地域包括支援センターでの高齢者の相談で対象者のご家族に精神疾患がある方がおられ、ご家族の支援として、併設している生活支援センターにお繋ぎしたケースがここ数年増えています。
- (イ) 障害者の就労の場を確保し、障害者に対する市民の理解を深める目的で設置されていたふれあいショップ「クレヨン」が令和6年12月13日に営業を終了しました。地域ケアプラザの担当エリア内では、中途障害者地域活動センターや地域活動支援センター、就労継続支援B型等の福祉事業所が営業されていますが、今後も場が失われないよう関係機関や団体と連携していく必要があります。

## エ 大規模災害

- (ア) 大規模災害に備えて、各自治会町内会では防災訓練や災害時要援護者の発災時の対応や日常の見守り方を話し合う等、取組を進めています。防災についての冊子を作成し、会員に配布している自治会町内会もあります。このように取組を進めている自治会町内会に対して、役員が少人数等で取組が進み難い自治会・町内会もあり、同じエリアでも自治会町内会によって取組に隔たりがあります。
- (イ) 保土ヶ谷区のハザードマップ（洪水・内水・高潮）でも担当エリア内の多くの場所が浸水エリアとなっています。また、山側の星川一丁目、星川二丁目、明神台エリアの一部は保土ヶ谷区土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。

## 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

## 具体的な取組

### ア 高齢者支援

(ア) 出張講座、出張相談の実施	地域ケアプラザの立地やエリアの周辺状況から、利用しにくい現状があるため、職員が地域のサロンや催しに積極的に出向き、より「身近な相談者」の役割を果たしていきます。
(イ) 高齢者の孤立化を防ぐための地域団体との連携	<p>① 民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会との連携 民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会へ定期的に参加し、地域での課題や取組について情報収集を継続します。</p> <p>② 医療機関との連携 保土ヶ谷区在宅医療相談室、地域の医療機関と連携し、講座の開催等を通じて専門職と地域のネットワークづくりを支援します。</p> <p>③ 地域ケア会議の開催 個別ケースへの支援や必要な介入を迅速に行います。地域で共有すべき課題を有しているケースについては専門職を含んだ地域ケア会議を開催し、課題の焦点化を行います。</p>

### イ 子ども・子育て支援

(ア) 子育て支援ネットワークの拡充による活動しやすい環境の構築	子育て支援連絡会のエリア会議等で地域活動や施設を繋ぎ、ネットワークを拡充させ、地域活動や施設が取組を進めやすい環境を構築していきます。
(イ) シニアボランティアポイント研修会参加者等ボランティア希望者と地域の活動先との橋渡し	担い手不足は地域活動全般における課題ですが、ボランティアをご希望される方やシニアボランティアポイント研修会に参加された方のボランティア紹介先として地域ケアプラザ内のボランティアだけでなく、地域活動も紹介して担い手が増えるように取り組みます。

### ウ 障害者支援

(ア) 関係機関との連携	専門知識が必要な相談が増えており、地域包括支援センターだけでは解決できないことがあります。地域ケアプラザでは、区役所や併設している生活支援センターと定期的にカンファレンスを行うことや基幹相談支援センターと連携し、福祉ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化に対して取り組
--------------	--

	んでいきます。
(イ) 地域ケアプラザ祭りでの協働	毎年 11 月に開催しているケアプラザまつり「ほっしいーのわいわいフェスティバル」では、近隣の住民や地域の福祉関係者が多数参加されます。地域作業所などの福祉事業所にも積極的なお声がけと参加支援を行いながら、生産品の PR や販路拡大など、障害者の働く場や生きがいの場、地域の方との交流の機会を創出していきます。
<b>エ 大規模災害対策</b>	
(ア) 大規模災害時の要援護者支援	防災に向け、地域ケアプラザは災害時の <b>福祉避難場所として、区と協定</b> を結んでいます。また、法人として全体で業務継続計画(B C P)を策定しており、大規模災害発生時には要援護者を支援していきます。
(イ) 来館者の安全確保のため施設避難訓練の実施	「かるがも」に入っている他の団体と協力しながら、災害時の来館者の安全を確保する準備と地域の福祉避難所としての機能が発揮できるよう役割分担を行って、 <b>年に 1 回以上避難訓練を実施</b> します。
(ウ) 地域ケアプラザが福祉避難場所であることの周知	各地域防災拠点や自治会町内会で行われている防災訓練に参加し、地域ケアプラザが福祉避難所であることの周知を行い、連携強化を図ります。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### 地域団体との連携

- ア 各地区的連合自治会町内会、単一自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有していきます。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。
- イ 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図ります。また、民生委員・児童委員から相談や依頼があった場合は、同行訪問を行うなど解決に結び付けられるよう関係づくりを大切にしていきます。
- ウ 地域の行事等に積極的に参加し、地域団体と良好な関係性を深めるとともに地域の皆様の声を直接聴くことで、興味や関心ごとを知り、有効な働きかけを行います。

#### 行政との連携

- ア 月に 1 回定例会議を行っていきます。参加者は地域ケアプラザの地域包括支援センター職員

(保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という。)、生活支援コーディネーター、行政からは保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課の保健師、ケースワーカーで、総合相談のケースカンファレンスや地域支援に関する情報交換を行い、課題があった場合には解決に向けて支援を行っていきます。

- イ 保土ヶ谷区の福祉保健等についての動向や地域情報に関して、保土ヶ谷区福祉保健センターと情報共有を行い、第5期地域福祉保健計画の地区別計画策定に向けて協働して取り組んでいきます。

### 保土ヶ谷区社会福祉協議会との連携

- ア 地域福祉保健計画の推進や各種連絡会などを通し、連携・協働していきます。
- イ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとります。
- ウ 権利擁護事業においても役割分担の上、相談支援を積極的に実施している他、「あんしんセンター」と連携を進めていきます。

### 医療関係者との連携

- ア 協力医とは、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしていきます。また、協力医による広報紙の健康コラム掲載や地域住民向けの研修を実施し、健康意識が高まるよう働きかけていきます。
- イ 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、定期的に広報紙を手渡しながら情報収集を行うなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めます。
- ウ 区役所、保土ヶ谷区在宅医療相談室、地域包括支援センターが共催して多職種連携会議を開催し情報共有を行い、医療と福祉の連携を図ります。

### 他機関との連携

- ア 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民に向けに意思決定支援や看取り、在宅医療、介護予防などをテーマに保土ヶ谷区在宅医療相談室、病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャー、関係団体等と連携し、講演・講座などを共催し、地域での理解を深めていきます。
- イ 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。
- ウ 保土ヶ谷区基幹相談支援センター等と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での障害者に対しての理解を深めていきます。
- エ 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めます。

### 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めて

いきます。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。

#### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

星川地域ケアプラザが所在する「かるがも」は以下の施設と運営主体で構成されています。

施設	運営主体
横浜市星川地域ケアプラザ（1、2階）	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点（3階）	社会福祉法人保土ヶ谷区社会福祉協議会
保土ヶ谷区会議室（2、3階）	保土ヶ谷区総務課
横浜市保土ヶ谷区生活支援センター（4階）	社会福祉法人横浜市社会事業協会
保土ヶ谷区立体駐車場（別棟）	保土ヶ谷区総務課

#### 連携方法

ア 円滑な施設運営のための連携	<p>① 「かるがも連絡会」を組織し、緊急時も対応できるよう連絡体制を整備します。</p> <p>② 日常の施設の適正な管理や運営、事業に対する連携について各施設から代表職員が集い、毎月1回の頻度で定例会議を開催し課題解決に努めます。</p> <p>③ 防火訓練を年2回合同で行い、防災に対する意識を高めます。</p> <p>④ 地域ケアプラザまつり「ほっしゃーのわいわいフェスティバル」には各施設から協力をいただき、ともにイベントを盛り上げるなど、連携して取り組みます。</p>
イ サービス向上のための連携	<p>① 合築している強みを生かして、地域包括支援センターにある精神疾患の相談ケース等については生活支援センターと相互の専門職が連携を図ることで、スムーズに対応できるケースについて共有を行っていきます。</p> <p>② 生活支援センターへの相談の中には、高齢者の介護関係等の相談も増加しており、地域包括支援センターをご案内いただいている。ご相談がより円滑進むよう相互に連絡を取り合い、協力体制を構築していきます。</p> <p>③ 保土ヶ谷区福祉保健活動拠点とは地域の活動場所として、ボランティア支援の他、生活支援体制整備事業の推進や啓発事業についてともに進めています。</p>

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### 基本理念

##### 基本理念 1

##### お客様の満足

- 「お客様から必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

##### 基本理念 2

##### 人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

##### 基本理念 3

##### 公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

#### ＜エンゲージメント＞

会員登録日

#### 協会の理念と私たちの約束

お客様の満足

- お客様のお話はしっかりとお聞きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 刻みは遅延・ていねいを心がけ、お客様との約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客様に必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい環境をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物、迷やかに対応し、明日の改善に生かします

#### 基本方針

- ア 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

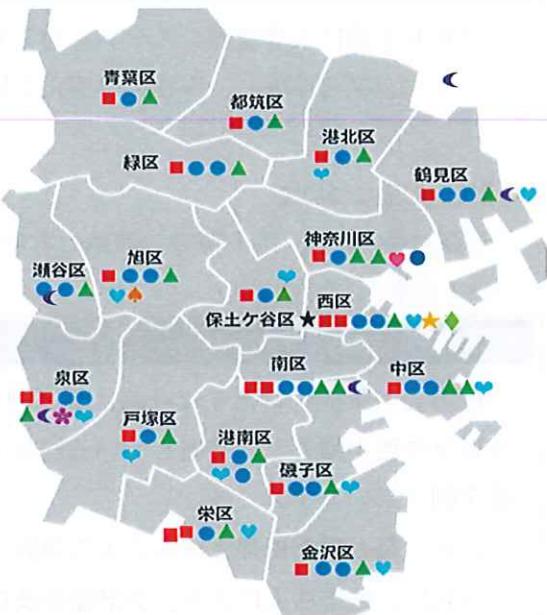
イ 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

＜事業所＞

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (△) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (◆) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護  
19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所  
(21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除  
く



ウ 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

エ 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の

承認を受けました。

オ 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



## 組織の沿革と業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

※ 業務実績は別添資料（令和 5 年度事業報告書・令和 5 年度決算書類）に記載

## 社会貢献事業

ア 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

イ 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



## DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

### (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

#### 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

#### 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

#### 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

#### 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めています。

##### 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

##### 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

##### ア 新規採用

(ア) オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

(イ) 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

(ウ) 法人ホームページの採用サイトの情報充実

(エ) 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

(オ) 管理職経験のあるキャリアの採用

(カ) 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

## イ 必要な有資格者の確保と離職防止

- (ア) 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- (イ) プリセプターやメンターによる支援
- (ウ) キャリアアップを意識した人事異動
- (エ) 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- (オ) 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

## ウ 管理職の確保

- (ア) キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- (イ) 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- (ウ) 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- (エ) 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- (オ) 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容についていためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

### ＜研修センター主催研修実績＞

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

#### 4 施設の管理運営

##### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、子ども、障害者等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払います。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

#### 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。

#### 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めます。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

#### 衛生管理

- ア 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行います。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全の態勢で取り組みます。
- イ 館内窓口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。
- ウ 感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。
- エ 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

#### 緑化の管理

空きスペースの植栽や、定期的な剪定、外構の清掃により緑化の推進と美化に努めます。

## 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行います。建物の老朽化に伴う改修については、状況を確認しながら計画的に区役所と協議を行い適切に対応していきます。

## ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいきます。

### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。  
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害者等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全の態勢で取り組みます。

## 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行います。

## 事故・急病への対応

### ア 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施します。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

### イ 再発防止のための対策

- (ア) 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- (イ) 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- (ウ) ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- (エ) ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- (オ) 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）で

のヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

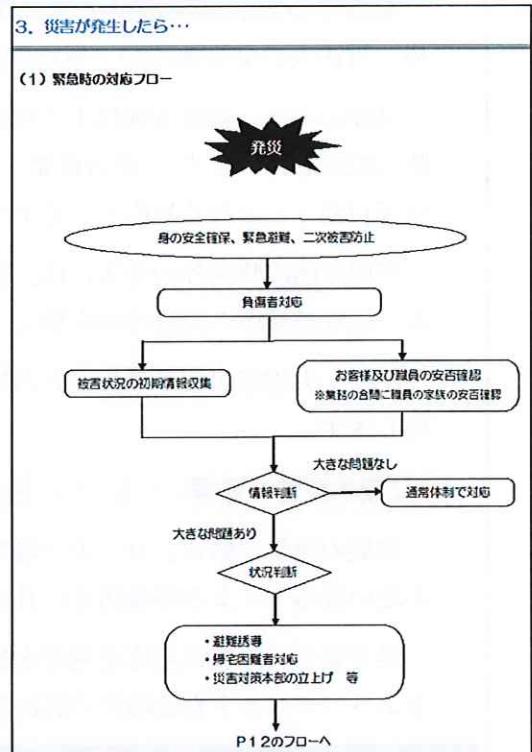
地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の業務継続計画（B C P）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施していきます。

その他、年1回、管理職を対象に徒步参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っていきます。



「緊急時の対応フロー」業務継続計画より

#### 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えていきます。

#### 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時

に備えていきます。

#### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、また、災害時の業務継続計画（BCP）について検討がなされているか、具体的に記載してください。

##### 災害に備えるための取組

###### (ア) 業務継続計画（BCP）

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「業務継続計画（BCP）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしていきます。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えていきます。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

###### (イ) 環境整備と備蓄

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発時の職員用応急備蓄を独自に行っていきます。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮していきます。

##### 感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「業務継続計画（BCP）」を策定しています。業務継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

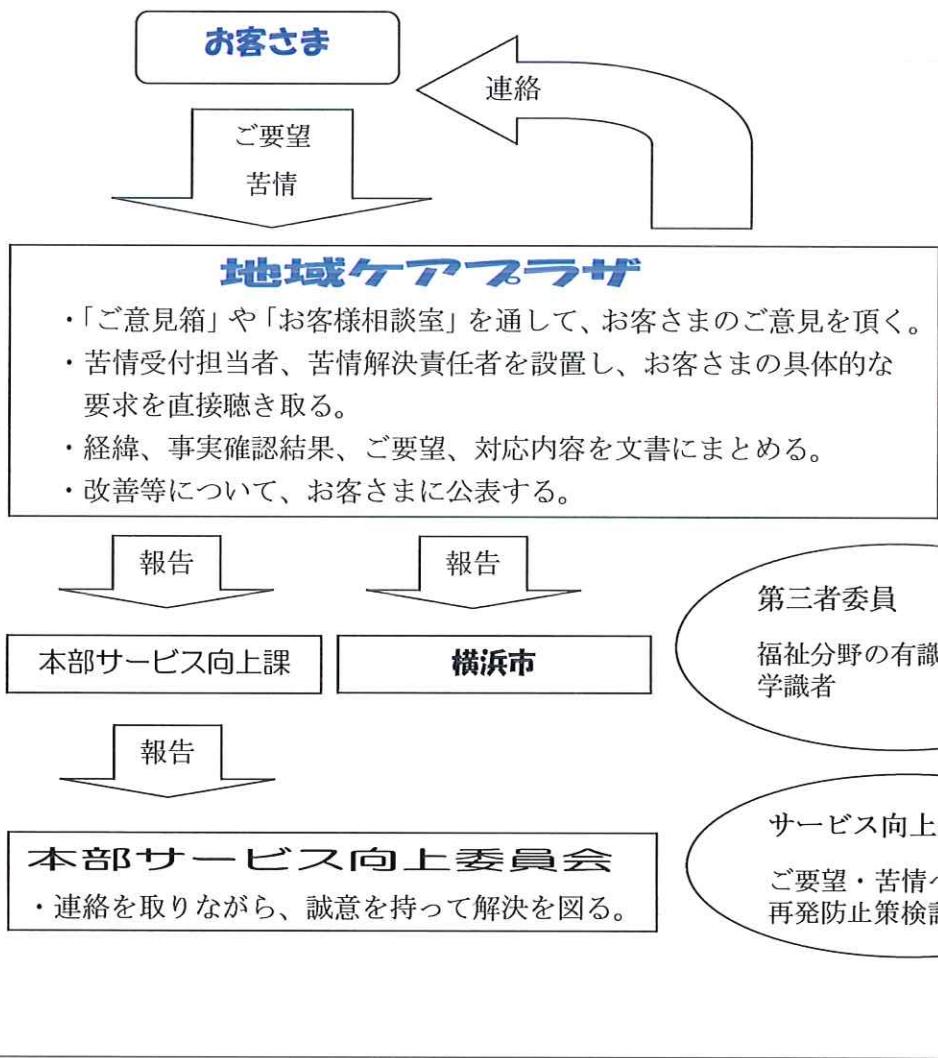
コンプライアンスの徹底	
<b>ア 地域特性に合わせたコーディネート</b>	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
<b>イ 運営基準の遵守</b>	(ア) 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 (イ) 監査法人による会計監査の実施 (令和 5 年度実績：6 事業所及び本部各課)
<b>ウ コンプライアンス推進課の設置</b>	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
<b>エ 公正中立</b>	(ア) お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 (イ) 事業所選定に偏りが出ないよう管理

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。	
<b>ア 要望・苦情への対応</b>	(ア) 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 (イ) お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
<b>イ 第三者委員会</b>	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
<b>ウ ご意見箱</b>	(ア) いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 (イ) 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
<b>エ アンケート</b>	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
<b>オ お客様相談室</b>	ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置

	イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開
カ サービスの向上	法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



#### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

##### 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

ア 個人情報保護規程の策定	<p>(ア) 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」(平成17年策定、最近改正令和5年)を策定</p> <p>(イ) 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化</p>
イ 研修	<p>(ア) 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>(イ) 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>(ウ) 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>
ウ 個人情報の取扱	<p>(ア) 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>(イ) 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>(ウ) 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェック後、記録</p> <p>(エ) 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>(オ) 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>(カ) すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p>

## 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

ア 情報公開規程の策定と実施	<p>(ア) 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」(令和3年策定、最近改正令和5年)を策定</p> <p>(イ) 積極的な情報開示</p> <p>情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>
イ 情報提供	<p>(ア) 法人ホームページによる情報提供</p> <p>法人の概要、サービス内容、財務状況(予算・決算等)、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>(イ) 横浜市ホームページによる情報提供</p>

市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載

## 人権尊重への取組

当法人では「**横浜市福祉サービス協会倫理綱領**」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

### 研修

全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うことが当然であり、地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

## 法人が取り組むSDGs

ア 高齢者の健康維持と福祉の促進（SDGs目標3）	① バランスの良い食事提供やリハビリ活動を通じて高齢者の健康をサポート
イ 地域コミュニティとの連携（SDGs目標11）	① 地域住民との交流イベントを開催し、孤立防止や地域活性化に寄与 ② 地域内での高齢者支援ネットワークの構築
ウ 質の高い教育機会の提供（SDGs目標4）	① 介護スタッフ向けの研修プログラムやスキルアップ支援 ② 高齢者向けのIT教育や趣味活動の支援
エ 省エネルギー・資源の有効活用（SDGs目標7・12・13）	① 照明のLED化や施設内での省エネ設備の導入

## 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、**当法人としてDXを推進**しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげていきます。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している**電動アシスト付自転車を活用**するなど省エネ行動に努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献していきます。

## 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

## 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

## 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

## 環境への配慮

ア 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

イ 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

## 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、**男性も含め対象者全員が育児休暇を取得**しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、**女性が管理職の半数以上**を占めており、女性が活躍している法人です。



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 施設稼働率目標及び利用促進の方針

##### (ア) 施設稼働率の状況

- ① 施設稼働率は、星川駅や区役所に近い立地の良さから、平日、土曜・日曜・祝日など曜日による稼働の差はなく、コロナ禍以前の稼働状況にほぼ戻っています。  
(多目的ホール：平成30年度 63%、令和5年度 64.5%)
- ② 多目的ホールは令和5年度夜間以外の稼働率76%となっており、貸室の希望が重なった場合などは、参加人数・規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯を案内する等の調整を行い、少しでも多くの方に利用していただけるよう工夫します。

※データは、地域ケアプラザ等月間事業報告書より抜粋。

##### (イ) 利用促進の方針

- ① 周知方法としては、ホームページやLINE、地域ケアプラザの玄関ホールに施設空き情報を掲示し、月2回（1日と15日）更新することで、利用の促進に努めています。
- ② 青少年の支援を目的とする団体と連携し夜間の施設利用を提案していきます。

#### 有益な情報提供の方法

ホームページやLINE、広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしています。

(ア)ホームページ	<p>各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫します。</p>  <p>横浜市星川地域ケアプラザ ホームページ</p>
(イ)広報紙やチラシの活用	<p>地域の民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会、自治会町内会でのご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年10回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周</p>

	<p>知を図ります。</p> <p>地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架、掲示します。</p>
(ウ)LINEを活用した情報提供	<p>令和5年度より星川地域ケアプラザの公式LINEを開設しました。登録していただいた方に貸室の予約状況や地域ケアプラザの自主事業、熱中症予防等の健康情報、消費者被害防止の情報を発信していきます。</p> <p style="text-align: center;">横浜市星川地域ケアプラザ 公式LINE</p> 
(エ)イベントを活用した情報提供	区民まつりや地域ケアプラザまつり等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行います。
(オ)「よこはまウォーキングポイントのリーダー設置」	リーダーを設置することで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださり、施設の周知にも役立っています。今後も施設や事業の周知を進めています。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- (ア)高齢をはじめ、子ども・障害分野も含めた総合的な相談窓口として、電話・来所または訪問でのご相談をお受けし、適切な窓口をご紹介するなどの情報提供及び支援を行います。地域の身近な相談窓口を目指します。区役所や関係機関とも連携しながら対応を行っていきます。地域ケアプラザの窓口には、各種資料を整備し、適切な情報提供を行っていきます。
- (イ)分野を問わず、様々な方々に気軽に相談していただけるよう、地域の行事やサロンに出向き機会があるごとに広報します。
- (ウ)相談には迅速に対応し、高齢者はもとより、子ども、障害者等の分野に応じた適切な機関の情報提供と必要な支援につながるよう、橋渡しの役割を行います。
- (エ)サービス事業者や医療機関、専門機関と連携し情報共有をしていきます。集めた介護保険情報や地域のインフォーマルサービス等の情報は相談内容に応じて速やかに提供できるよう

随時内容の更新を行います。

- (オ) 地域の中で展開されている介護予防の取組をまとめ、相談者のニーズに応じた情報提供を行います。
- (カ) 「消費者被害」「特殊詐欺」「認知症」「介護予防」など身边に起こり得る事例を、広報紙に毎月掲載することで最新の情報を幅広く周知します。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

##### 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、所長の6職種は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行います。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出・共有して、各職種が連携して支援を行えるように努めます。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議等を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行います。

##### 関連施設との連携、情報共有

- (ア) 自主事業の講師選定やボランティアの活動の場などについて、他の地域ケアプラザや、保土ヶ谷区在宅医療相談室、市民活動センター、保土ヶ谷区社会福祉協議会、保土ヶ谷区生活支援センターなど情報交換を行い、連携して事業の活性化を図っていきます。
- (イ) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (ウ) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (エ) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めます。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- (ア) 民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図ります。
- (イ) 中央地区「ひとりひとりが助け合い、支えあって進化するまちをみんなで作ろう」、岩間地区「相手に寄り添い若い世代を巻き込んだゆるやかなつながりのあるまち」の保土ヶ谷区「ほっとなまちづくり（地域福祉保健計画）」を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員会、老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働します。
- (ウ) 「まごころホルダー」「買い物難民救済」の取組や、見守り活動を推進し住民同士のネットワーク構築や連携を強化します。
- (エ) 地域子育て支援拠点、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、ネットワークを構築します。
- (オ) ケアマネジャーや医療、サービス事業所との連絡会や研修会を開催し、事業者同士はもちろんのこと、事業所と地域の関係団体とのつながりが強くなるよう支援していきます。



岩間地区社会福祉協議会と協働している  
見守りキーホルダー事業

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- (ア) 保土ヶ谷区の令和6年度区政運営方針「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」、保土ヶ谷区地域福祉保健計画の令和6年度基本理念「つながり支えあい 安心していきいきとくらせるまち ほどがや」に沿って、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域の活動団体と連携をとり、その実現に向けて行動します。
- (イ) 保土ヶ谷区福祉保健センターとの協議により、第5期保土ヶ谷区地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、保土ヶ谷区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有・検討をします。
- (ウ) 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行います。

## 力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向けて、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- (ア) 「保土ヶ谷ほっとなまちづくり」(第5期保土ヶ谷区地域福祉保健計画)と地区別計画の策定・推進に向けて、地域ケアプラザの6職種が地区支援チームの一員として参画し、地区懇談会、地域ケア会議、協議体、各種部会を通して情報共有して地域課題に取り組んでいきます。
- (イ) 自主事業の企画検討に当たっては、保土ヶ谷区の地域福祉保健計画を念頭に置き、地域ニーズ、共有した情報や地域アセスメントを基に事業展開をして、計画の推進に取り組みます。
- (ウ) 地区支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。
- (エ) 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主体となって取り組めるように支援します。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域アセスメントに基づき、高齢者、子ども、障害者など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開します。

なお、実施にあたっては地域グループなどの協力を積極的に呼びかけます。

### 自主企画事業

#### (ア) 高齢者

高齢者支援として、外出の場、交流の場づくりとして、サロンを定期的に実施します。毎月2回実施している「サロンほしかわ」では、第一週に折り紙、第三週に書道を行っています。特に男性が多く参加してくださっている書道のように、地域ニーズに合わせた事業展開を積極的に勧めています。



サロンほしかわ 書道



サロンほしかわ 折り紙の作品

## (イ) 子ども・子育て支援

子どもや子育て世代の支援として、地域ケアプラザの担当エリア内には地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場、認可保育園、幼稚園があり、地域では子育てサロンや子ども食堂が盛んに行われており、充実しています。地域ケアプラザではよりニーズに特化した事業を行っていきます。**小学生を対象に食育**をテーマにした「ワインナーの飾り切り教室」等を開催し、「正しく食べること」「食べることを楽しむこと」

「食べものを大切にすること」を学んでいく機会を作っています。親子で地域ケアプラザへ来所していただき、若い世代のケアプラザへの周知も行っていきます。



ワインナーの飾り切り教室

## (ウ) 障害者

地域ケアプラザの担当エリア内には、基幹相談支援センター、生活支援センター、地域活動ホーム、地域作業所、放課後等児童デイサービス等が充実しています。関連施設と連携して相談・支援を進めるとともに、地域ケアプラザでは、**子どもの発達に不安のある保護者の育児支援の事業**を行っていきます。

## ボランティアについての取組

(ア) ボランティア発掘を目的とした「シニアボランティアポイント研修会」を開催します。シニアボランティアポイント取得済の方を対象に、星川おとなの部活「飾り部」「スマホ部」「あみあみ部」「きれいきれい部」「サンタクロース部」「季節飾り部」などボランティア活動を実際に行う事業を実施し、地域のボランティアが活躍できる場を提供します。



あみあみ部



サンタクロース部



季節飾り部

星川おとなの部活

(イ) ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させます。星川おとなの部活「スマホ部」では、参加者がスマートフォンを他の人に教えることを目標に事業を行います。その事業の中で参加者と一緒にスマートフォンの操作が苦手な方向けにスマートフォンの初級講座を行っていきます。このように参加していただけるボランティアの拡充を図っていきます。

## 自主化

地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援します。自主化したボッチャ部では、地域ケアプラザ内で自主サークルとなるだけでなく、自身の地域の高齢者サロンでボッチャを普及させ、高齢者サロンの充実につながっています。地域ケアプラザでは、高齢者サロンに出向きアドバイス等を行っていきます。このように自主サークルが、スムーズに活動できるとともに、地域で活躍される方とともに一緒に歩んでいきます。

### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに关心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行います。

## 施設の利用率向上の対策

### (ア) 施設の積極的紹介

- ① 地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行います。
- ② 高齢者、子ども、障害者など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。

### (イ) イベント開催

- ① 地域ケアプラザまつり（ほっしいーのわいわいフェスティバル：11月第2日曜日）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に開催していきます。
- ② 地域住民、保土ヶ谷区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供します。



ほっしいーのわいわいフェスティバル

## 効率的な施設貸出の方法

地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出します。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫します。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行います。

### ボランティア育成の取組

星川地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者団体等への支援も積極的に行ってています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持つてくれる人が増加するよう取り組みます。

#### (ア) 育成体制

- ① 地域活動交流担当は、ボランティア活動に関する相談、情報提供を一元的に行い、地域ケアプラザでの実務経験と福祉介護に関する**幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置**します。
- ② 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、**「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげます**。また、地域での活動の場については、区ボランティアセンターとも連携しながら、コーディネートを行います。
- ③ ネットワーク形成の一歩として、年1回、日頃の活動への感謝をお伝えすると同時にボランティア交流会を開催し、専門知識、コミュニケーションなどの研修を実施していきます。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業やデイサービスでのレクリエーション、地域活動でのボランティア活動の場の提供を積極的に行います。

#### (イ) 活動環境整備

- ① ボランティア交流会にて情報交換を行い、相互の活動の理解、つながりを深め、互い

の活動が活発となるよう進めていきます。

- ② 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供していきます。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行います。
- ③ 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援します。



ボランティア交流会

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

### 情報収集

- (ア)各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに集約し、職員会議や6職種会議、区役所との会議等で共有します。
- (イ)各職種が連絡会や研修会に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (ウ)地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集をしていきます。
- (エ)複合間の強みを生かし、地域団体等々の連携を図っていきます。ワイワイフェスタで保健活動推進員の方には健康チェック等、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の方には栄養改善のアドバイスをしていただくベースを提供していただくなどの協力を得て情報収集、情報提供の場を作っています。

### 情報提供

- (ア)地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (イ)地域の方に向けた広報紙を毎月作成し、地域ケアプラザ自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っていきます。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポ

スターを、地域内の掲示板に掲示します。

- (ウ)回覧板や掲示板を目にすることの少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページ、LINEを活用、随時更新します。
- (エ)貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供をしていきます。
- (オ)よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所するため、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握をしていきます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

##### 生活支援体制整備の考え方

地域の高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくりを目指します。

##### (ア) 地域アセスメント

「見守りの仕組みづくり」、「通いの場づくり」、「生活支援の仕組みづくり」を進めるため、6職種が連携し、各町別の**地域アセスメントシートを作成**していきます。それぞれの町の町内行事や地域活動情報等の収集を行い、可視化することで、地域には多くの理解者や協力者が存在し、連携していることが把握できます。地域アセスメント情報の更新は月1回の6職種会議で行い、日々の気づきは毎朝のミーティングで共有します。

##### (イ) 取組の目指す未来

いずれの活動においても「担い手不足」という課題に直面しています。サロンや行事、会議への参加や何気ない会話など、あらゆる機会を通じて地域住民とのかかわりを持ち、興味、関心のある事柄を知り、得意なことや取り組みやすい活動と一緒に見つけていくことが必要です。現場のニーズとシーズをつなぐ取り組みを積み重ねることで、地域にかかわる人を増やし地域の活性化につなげていきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

(ア)民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会定例会、家族会、地域のサロンへの定期的な参加を通じて地域の情報を収集し、地域ニーズの分析を、地域アセスメントシートを用いて行います。

(イ)ゆるやかに見守りあう地域性があるため、さらに不安なく在宅での生活が続けられるよう、民間企業やNPO法人が実施している見守りサービスの種類や仕組みについて、地域住民やケアマネジャーへ情報提供していきます。

また、宅配業者や新聞店、コンビニエンスストアなど、仕事を通じて高齢者等を見守っている企業もあります。更なるネットワークづくりが推進できるよう、把握に努め、連携を図っていきます。

(ウ)地域の高齢者の通いの場や居場所に関する情報を収集し、ケアマネジャーへ情報提供を行いました。ケアマネジャーに実際の場所を見学してもらい、地域でつながる支援を行っていきます。ケアプランにインフォーマルサービスとして位置付けてもらい、地域とつながる高齢者が増えることを目的としていきます。



地域の高齢者サロン

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

(ア)コロナ禍を経て休会中の会議もありますが、町単位や密集した集合住宅、UR、市営住宅などで民生委員、民生委員協力員、あんしん訪問員や町内会役員にて構成される住民主体のグループが、主に高齢者を対象とした見守りを中心とする情報交換や話し合いの会合を定期的に開催しています。「ゆるやかなつながるまち星川地区を考える会」「星川民生ケアマネ懇談会」「コンフォール明神台情報交換会」など協議体に取り組んでいきます。地域ケアプラザもその構成の中に入り、見守りの方法や目指すべき地域像をはじめ情報共有や検討を行っていきます。

(イ)地域ケア会議の中で抽出された課題をもとに新たな取組に向けた協議を進めます。地域ケア会議にて協議した結果、コロナ禍で休止していた活動を再開することや会議に参加していただいた警察・消防の方には他の地域活動や事業にて防犯・防災の普及啓発をしていただく等、発展させていきます。

(ウ)上記の会合や地域ケア会議のように地域課題を抽出、または新たな取組に向けた話し合いができるよう、地域活動や地域の各種会議に参加して地域の方との関係性を築き、協議しやすい環境を作ります。

## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- (ア) 6職種で自治会町内会毎に分析した高齢者の生活ニーズをもとに活動している団体と連携を取り、その近隣の高齢者に情報を提供します。近隣に買い物のできる場所が無く、移動販売に通えそうな方がいれば、その情報を提供します。
- (イ) 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」の利用を相談者や地域活動に参加される方等に勧めていきます。スマートフォンの操作が苦手な方に、スマホの使い方講座や個別にマッチングを行っていきます。
- (ウ) 担当地域のケアマネジャーに「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等の社会資源の情報の提供や生活支援コーディネーターがマッチングを行うことを伝えていきます。

## (4) 地域包括支援センター運営事業

### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の心身の機能低下への対応、ひとり暮らしや認知症高齢者、虐待、ヤングケアラー等の課題だけでなく障害や子育てに関する課題にも真摯に向き合っていきます。当地域ケアプラザは、区役所、障害や子育ての相談機関も隣接しています。日頃から連携を取り合い、それぞれの支援機関を紹介し、地域への対応を迅速に行います。

- (ア) 地域からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに訪問し、情報収集に努めるとともに、その課題に対し、関係機関にもつないでいきます。
- (イ) 区役所や地域の関係者（民生委員・児童委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、話し合いの開催、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握していきます。
- (ウ) 地域ケアプラザの特性を活かし6職種が連携し、総合相談票の回覧やミニミーティングをおこない、現状を共有し、どの職員でも相談対応できる体制を整えます。各ネットワークをつないで課題の把握を行い、地域の支援体制を構築していきます。
- (エ) 当地域ケアプラザの担当地域は、坂が多く地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るよう定期的に地域のサロンを訪問し、顔の見える相談しやすい体制づくりを進めます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の増加に伴い、認知症患者数も増えてきています。地域で安心して暮らし続けるための取組が必要です。

### 認知症の理解・啓発

- (ア) 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で共に生活していくよう、「認知症サポート養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症の理解を深めてもらえるよう、近隣の小中学校での講座の開催に取り組みます。
- (イ) 地域のキャラバンメイトも所属しているネーブルの会の協力のもと、「認知症サポート養成講座」は企業や医療機関での開催も行っていきます。地域の支えあいの意識を強め、認知症になっても可能な限り地域で安心して暮らせる体制づくりを進めます。

### 地域活動への支援

- (ア) 誰もが安心して過ごせるまちづくりとして「チームオレンジ」の理念に基づき地域住民、当事者、その家族、団体、企業、関係機関等が連携しできるようにチーム作りに力を入れていきます。チームオレンジのつどいの開催や出張認知症カフェ、認知症VR体験会の開催アルツハイマー月間に合わせた花壇づくり等の開催により、認知症についての理解や対応について深めていきます。
- (イ) 認知症サポート養成講座より立ち上がったネーブルの会のネーブルカフェや琥珀カフェ等の住民の取組に積極的に参加し情報提供や相談対応を行います。また、介護者への情報提供や介護者の集いなど介護者支援も進めます。
- (ウ) 介護者の集いや認知症カフェ（ネーブルカフェ）の開催を、地域の方々に情報提供します。介護者の集いは自主事業として運営し、「ネーブルカフェ」は地区社会福祉協議会や地域の認知症キャラバンメイトやサポートーと協働します。いずれも、認知症の方と介護者を支える社会資源として展開するよう支援を行います。

### 医療との連携

**認知症初期集中支援チームと連携**し、エリア内で認知症初期集中支援チームの介入が必要な場面では、事例を挙げて関連機関で連携し、ケースに対応していきます。

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

困難な状況にある高齢者の権利を守り、安心して生活ができるよう関係機関や地域と連携した権利擁護事業の取組が重要です。

- (ア)高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように関係機関と連携し、より**専門的・継続的な視点から支援**していきます。
- (イ)消費者被害防止に関しては、自主事業、地域のサロン、民生委員児童委員協議会等へ定期的に参加し、直近の事例を元に注意喚起を行います。  
また、地域の方向けに講座を開催し、普及啓発活動を行います。
- (ウ)成年後見制度については地域に向けて講座を行い、普及啓発を図ります。また個別相談においては士業の方と連携を取り、円滑な制度利用を支援していきます。
- (エ)意思決定支援として、もしも手帳の配布や、保土ヶ谷区版エンディングノートの書き方講座を開催し、普及活動を進めています。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

様々な課題を抱える高齢者が安心して暮らし続けるためには、介護サービスや医療機関、地域資源を活用した取り組みが必要です。

また、適切にケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーの支援も重要です。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- (ア)地域のネットワーク作りのため、毎月、民生児童委員協議会、保土ヶ谷区社会福祉協議会の定例会や地域のサロン、行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応をしていきます。
- (イ)区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供しています。
- (ウ)ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討します。
- (エ)区役所と区内の地域包括支援センター合同で、**新任ケアマネジャー向けの研修**を行い、継続的に個別支援、サポートをします。
- (オ)在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジメント支援をしていきます。

## ■在宅医療・介護連携推進事業

- (ア)医療と介護の関係者が集うことで顔の見える関係づくりと、互いの役割の理解を深めスマートな連携方法の検討ができる場を作ります。
- (イ)入退院にともなう病院とケアマネジャーの情報共有がすみやかに行うことを目的に医療とケアマネジャーのコミュニケーションツール「**ディカルケアステーション (MCS)**」がつくられました。在宅生活への移行時に適切なケアプランの作成ができるよう広めていきます。
- (ウ)在宅医療機関や在宅医療相談室と協働し、その機能や役割、「もしも手帳」や「人生会議」の講座等を地域で行うことで、在宅療養に関する地域住民の理解を得ていきます。



老人会にてもしも手帳や人生会議の講座

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

「高齢者個人に対する支援」と「支える社会基盤の整備」を推進し、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて地域ケア会議を開催していきます。

(ア)複合的な問題を抱えるケースや地域の介入が必要なケースなど個別レベルの地域ケア会議を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。



包括レベルでの地域ケア会議の開催

(イ)地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、保土ヶ谷区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組みます。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について  
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

### 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向がある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をします。

#### (ア) 人員の確保、育成

介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、毎月のカンファレンスと随時研修を開催します。

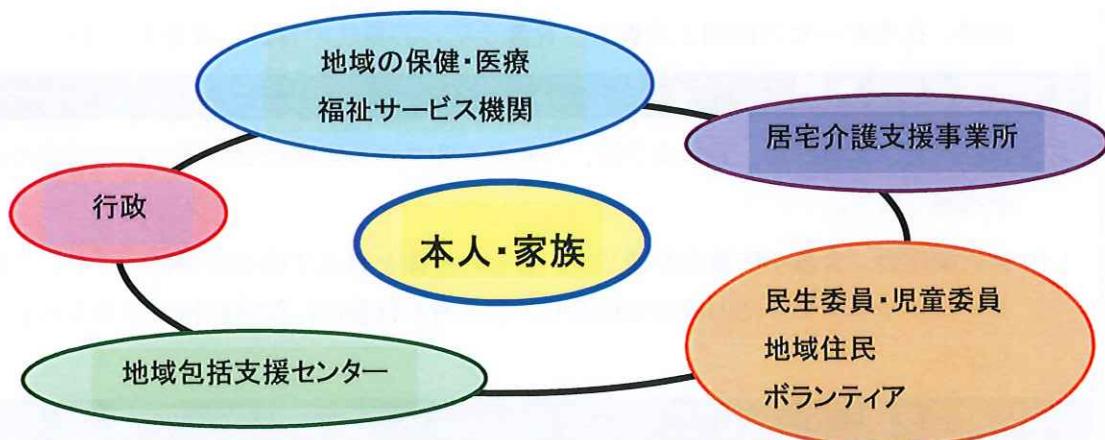
#### (イ) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成します。

#### (ウ) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。

### 関係機関との連携図



## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

### 運営方針

介護予防や健康づくりに取り組める環境を整え、高齢者を心身の状況によって分け隔てることなく、地域の中に住民が主体となった参加の場づくりを進めます。

当地域ケアプラザは、地域アセスメントに基づいて高齢者支援や普及啓発活動を展開します。特に高齢者の増加に伴い、転倒やフレイルのリスクが高まっているため、実践的な支援に加え、予防や啓発にも取り組みます。

(ア) 地域の食事会や交流会、サロン、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等を通じて、介護予防や健康教育を推進します。

(イ) 区役所、民生委員・児童委員、老人クラブ、保健活動推進員等と連携を強化し、個別支援から浮かび上がった課題が地域全体の取組となるよう支援します。



地域にて介護予防教室（ロコモ予防）

### 普及啓発

(ア) 地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア等と連携し、食事会やサロンへ出向いて、虚弱高齢者に関する認識を高める活動を行います。

(イ) 介護予防の普及を目的に、介護予防教室を開催します。

(ウ) 区役所、保土ヶ谷区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をします。

### 介護予防事業の展開

(ア) 口腔ケア、栄養改善、認知症予防、フレイルやロコモ予防など介護予防に効果のある事業を実施します。

(イ) 体力測定会、介護予防教室を通じて、自らの身体を見直す機会を提供します。これによりフレイルやロコモ予防の取組を促進し、参加者が継続的に健康維持に努められるよう支援します。

### 地域活動の支援

(ア) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流・生活支援の両コーディネーターと連携して、自主グループの立ち上げを支援します。

(イ) 「きらり☆シニア塾」に認定された団体の活動に定期的に参加し、その活動が地域で継続

できるよう支援します。

(ウ) 地域活動で人気のあるボッチャを定着させるため、楽しく交流しながら運動できるように担い手向けにボッチャの講師を招き、講座を開催します。

#### ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

(ア) 「ほっとなまちづくり（地域福祉保健計画）」を通して地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に努めます。

(イ) エリア内のケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士の理解を深め、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援します。多職種連携会議を開催し、医療と福祉の連携がより強化できるよう努めます。

(ウ) 個別事例の地域ケア会議を実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の洗い出しや解決方法の検討を行います。必要に応じ包括レベル会議に展開します。

(エ) 認知症サポーター、認知症キャラバンメイトであり、かつ地域の担い手である方々を中心とした「ネーブルの会」を立ち上げ、認知症サポーター養成講座を地域の医療機関、福祉サービス事業所などで展開し、ネットワーク構築に努めます。

#### (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

##### 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をします。

また、特定事業所として、お客様の相談に隨時対応できるよう 24 時間連絡が取れる体制をとっています。

##### (ア) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めます。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）

- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

#### （イ） コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

#### （ウ） サービスの質及び職員の資質向上

- ① お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めます。
- ② ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、ケアマネジャーの経験年数に応じた個別研修計画を年度ごとに策定し受講します。また、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施します。
- ③ 定期的に法人本部にて特定居介支主任ケアマネジャー会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組みます。
- ④ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。

#### （エ） 他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザにある居宅介護支援事業所として、他法人のケアマネジャーと協働で研修を行い、広く質の向上に取り組みます。

### （6）通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

#### 運営方針

##### （ア） わかりやすい事業呼称

定員37名の通所介護や定員12名の認知症対応型通所介護を月曜日から土曜日まで実施しています。当地域ケアプラザでは親しみやすい名称として、通所介護は「すみれ」認知症対応型通所介護は「はなもも」という呼称に統一し、わかりやすく広報をします。

##### （イ） 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

デイサービスは機能訓練の場として、QOLの維持を図ることを目的としています。おひとりおひとりに合わせた機能訓練の実施とともに、お客様に信頼され、笑顔で繋がるデイサービスを目指します。誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

#### (ウ) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行います。

家族の身体的・精神的負担軽減を図るための支援をしていきます。生活相談員がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を個々にご用意します。また、必要に応じてケアマネジャーと連携し、外出の支度が困難となったお客さまに対して居宅内で介助を行います。

#### (エ) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組みます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

また、認知症に関する研修、高齢者虐待に関する研修も定期的に実施し、新しい知識をとりいれ、高いスキルを獲得するための自己研鑽に努めます。

日常業務は I C T を活用した記録システムを導入し i P a d に入力することで、業務のスリム化と素早い共有を実現します。

### サービスメニューについて

#### <デイサービスのある 1 日の流れ>

8:30	ご自宅までのお迎え
9:30	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 看護師による健康チェック</li><li>・ 入浴（スタッフによる介護付）</li><li>・ 趣味活動</li><li>・ 機能訓練</li></ul>
12:00	手作りの昼食
13:00	レクリエーション（ゲームや歌等）
15:00	おやつ
15:30	集団体操等
16:30	ご自宅への送り

### (ア) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ① 脳の活性化を目的に法人独自で考案・作成した機能訓練ボードを、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、また、お客様同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- ② 当法人の介護保険サービスをご利用のお客さまには、ちゅーりっぷホルダーを配付し、お客様の緊急時に活用していただきます。



機能訓練ボード

(左) ちゅーりっぷホルダー

裏面に緊急連絡先として、地域ケアプラザの連絡先を記載しています

- ③ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をしていきます。

### (イ) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ① 季節の行事を取り入れたレクリエーションや選択制のレクリエーションを提供しています。楽しみながら介護予防につながる工夫をします。
- ② 地域にある小学生、中学生、高校生の訪問を積極的に受け入れます。異世代交流を楽しむ機会となります。また、福祉教育や看護実習など学びの場としても受け入れていきます。
- ③ 演奏や芸能、お客様へのお茶出し、ヘアドライ、話し相手、麻雀や将棋の相手、習字の補助など様々なボランティアを受け入れます。毎日複数のボランティアが訪れ、交流や介護予防の活動の場となるように進めます。
- ④ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザではすべて手作りで栄養バランス、食事形態への配慮だけではなく、お客様に嗜好調査を行い、食材選び、味付け等も見直します。お客様に楽しんで召し上がっていただけるよう、旬の食材を取り入れ、「バイキングの日」「お寿司の日」「おやつレクリエーション」などバラエティ豊かな食事の提供にも努めます。



レクリエーション【トマトの収穫】



手作りケーキバイキング

- ⑤ サービス提供にあたっては、お客様が笑顔で過ごしていただいているかを重視します。気づきや伝達事項は朝礼、終業時のミーティング、申し送りを行うことで日々の変化を共有し、ケアに生かします。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

#### 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

#### 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### 利用料金の収支の活用

ア 自主企画事業	(ア) 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 (イ) 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
イ 通所介護 認知症対応型 通所介護	(ア) 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 (イ) 材料費等をご負担いただくことで、お客様の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

#### 運営費等を低額に抑える工夫

ア 組織的な取組	(ア) 法人としてDXを推進し、事務の効率化やペーパーレス化、生産性の向上を進め、運営経費等を抑え、法人本部が地域ケアプラザ等の支援を強化できる仕組みづくり (イ) 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、
----------	--

	<p>コストを可能な限り抑制</p> <p>(ウ) 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減</p> <p>(エ) 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減</p>
<b>イ 事務の効率化</b>	<p>(ア) 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>(イ) DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>
<b>ウ 環境への配慮</b>	<p>(ア) 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>(イ) 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合を機導入し不要な印刷しないことによる紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>
<b>エ 省エネルギー一対策</b>	<p>(ア) 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>(イ) 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>(ウ) 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p>

**指定管理料提案書**  
(横浜市星川地域ケアプラザ)

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
事業費	自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□						
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	5,388,092円	5,461,370円	5,535,645円	5,610,929円	5,687,238円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	8,557,636円	8,674,020円	8,791,987円	8,911,558円	9,032,755円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-599,410円	-953,665円	-1,312,738円	-1,676,694円	-2,045,600円	
施設使用料相当額		/	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	
合計			24,553,000円	24,553,000円	24,553,000円	24,553,000円	24,553,000円	
		うち団体本部経費	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額						
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□							
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□							
事業費		自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□							
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等		■	3,114,459円	3,156,816円	3,199,748円	3,243,265円	3,287,373円		
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	2,274,811円	2,305,748円	2,337,107円	2,368,891円	2,401,108円		
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円		/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円		
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円		
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		/	-3,813,702円	-4,293,409円	-4,779,641円	-5,272,486円	-5,915,201円		
合計				33,031,000円	33,031,000円	33,031,000円	33,031,000円	33,031,000円		
			うち団体本部経費		1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円		

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)  
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	526,240円	533,397円	540,651円	548,004円	555,457円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-746,660円	-838,351円	-931,289円	-1,025,490円	-1,120,973円	
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

様式イ-②

**収支予算書**  
(横浜市星川地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,553,000円	24,553,000円	24,553,000円	24,553,000円	24,553,000円
		地域包括支援 センター運営事業	33,031,000円	33,031,000円	33,031,000円	33,031,000円	33,031,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			63,923,000円	63,923,000円	63,923,000円	63,923,000円	63,923,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	16,462,738円	16,686,631円	16,913,569円	17,143,594円	17,376,747円
		居宅介護支援事業	36,270,755円	36,764,037円	37,264,028円	37,770,819円	38,284,502円
		通所系 サービス事業	136,232,205円	137,071,363円	138,935,534円	140,825,057円	142,740,278円
			188,965,698円	190,522,031円	193,113,131円	195,739,470円	198,401,527円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			252,888,698円	254,445,031円	257,036,131円	259,662,470円	262,324,527円
支出	内訳	人件費	175,958,735円	178,351,774円	180,777,358円	183,235,930円	185,727,939円
		事業費	10,637,040円	10,781,704円	10,928,335円	11,076,960円	11,227,607円
		事務費	43,761,445円	44,356,601円	44,959,850円	45,571,304円	46,191,074円
		管理費	17,943,315円	18,187,344円	18,434,692円	18,685,404円	18,939,525円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			248,300,535円	251,677,423円	255,100,235円	258,569,598円	262,086,145円
	うち団体本部経費		10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
	収支		4,588,163円	2,767,608円	1,935,896円	1,092,872円	238,382円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市星川地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	①	配置予定人数	4.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	②	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	③	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	①	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	②	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	③	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

## 団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	( しゃかいふくしほうじんよこはましふくしき一びすきょうかい ) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者	
特記事項	